

# 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成16年12月1日  
農林水産大臣公表

## 【目次】

(前文)	1
第1 基本方針	
1 殺処分等	2
2 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限	2
3 ワクチン	3
第2 防疫措置	
1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置	3
(1) 異常家畜の通報、(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置、 (3) 都道府県畜産主務課の措置、(4) 動物衛生課の措置、(5) 病性の決定	
2 病性決定時の措置	7
(1) 発表、(2) 防疫対策本部の設置、(3) 家畜防疫員の動員、 (4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、通報及び報告	
3 発生地における防疫措置	8
(1) 一般緊急措置、(2) と殺の指示及び評価、 (3) 殺処分、(4) 死体の処理、(5) 消毒等、 (6) 汚染物品の処理、(7) 人員の確保、 (8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点	
4 接触したおそれのある感受性動物の追跡	11
(1) 追跡調査、 (2) 調査に基づく措置	
5 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限	12
(1) 通行の制限又は遮断、 (2) 移動制限区域、 (3) 搬出制限区域	
6 立入検査、血清疫学調査等	15
7 ワクチン	16
8 感染源及び感染経路の究明	16
第3 防疫対応の強化	
1 危機管理体制の構築	16
2 試験研究機関等との連携	17
3 適切な飼養衛生管理方法の助言等	17

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病は、極めて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的被害が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1908年（明示41年）の発生を最後に、長く清浄性を保ってきたが、2000年（平成12年）3月、92年ぶりとなる発生が確認され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の制定以来初めて、その発生に伴うまん延防止措置が実施された。同年12月には、本病の発生とその後の経緯において明らかとなった課題に対応するため、法の一部改正が行われ、輸入検疫措置及び国内防疫措置の強化を図ることとされた。また、翌年9月には、我が国における家畜防疫を効果的かつ効率的に実施するため、家畜防疫を総合的に推進するための指針（平成13年9月6日公表）を策定し、家畜防疫の基本的な推進方向、関係者の役割分担等を示したところである。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染動物、汚染畜産物、船舶又は航空機の汚染厨芥、わら、乾草等の飼料又は敷料に加え、風による飛散などが想定されるほか、鳥、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とし、本病以外の海外悪性伝染病についても、本指針に準じて対応することとする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。

また、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）は、本指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に当たっての留意事項を別に定めるものとする。

## 第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した場合にはその被害を最小限に食い止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

関係者にあつては、本病の防疫措置の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図ると

ともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

## 1 殺処分等

(1) 本病が発生した場合は、法第16条の規定に基づく患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）のと殺、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家畜又はその死体等の所有者（管理者を含む。以下同じ。）が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがこれらのまん延防止措置の一部又は全部を実施できる。

(2) 患畜等の死体及び汚染物品は発生地（患畜等の所在する場所を含む。以下同じ。）において焼却、埋却又は消毒をすることを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生地で実施困難な場合は、適切な消毒の実施等病原体の拡散防止に万全を期しつつ、他の場所（化製場を含む。）に輸送し、焼却、埋却又は化製（疑似患畜に限る。）をする。

このため、都道府県は、家畜の所有者が患畜等の死体及び汚染物品の処理が速やかに実施できるよう、あらかじめ市町村等と協議を行い、その処理方法を検討するとともに、焼却、埋却等の場所の確保に努めるよう指導及び助言を行うものとする。また、都道府県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、本病の集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却及び化製処理が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う患畜等の死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

## 2 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

家畜及びその死体等の移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。

(1) 発生地は、法第15条の規定に基づき、通行の制限又は遮断を行い、予備的消毒、家畜の殺処分その他病原体の拡散防止のための応急的な防疫措置が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止し、又は制限する。

(2) 移動の制限等の規制は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及ぶ場合等必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は法第32条第2項の規定に基づき、自ら区域を指定し、家畜及びその死体等の移動を制限する。

### 3 ワクチン

(1) 本病の現行のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。このため、我が国における本病の防疫措置としては、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法である。

万が一、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合には、ワクチンの使用を検討することとなるが、ワクチンの使用に当たっては、農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。

(2) 農林水産大臣は、ワクチン及び注射関連資材の備蓄に努めるとともに、ワクチン接種の実施に当たっては、法第49条の規定に基づき、都道府県に譲与し、又は貸し付ける等の措置を講ずる。また、都道府県は、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄に努める。

## 第2 防疫措置

### 1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置

#### (1) 異常家畜の通報

本病は、空気伝播などにより急速に拡大する急性伝染病であり、本病の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、本病の病原体のまん延を防止する観点から極めて重要である。したがって、都道府県は、偶蹄類の家畜（牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者に対し、常日頃から家畜の状態を観察し、口腔や蹄などに水疱の形成等の異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。

また、家畜の所有者は、日頃から疾病に関する正確な知識の習得に努め、万一の発症の場合には、冷静かつ的確な対応をとれるよう備えておくことが重要であることから、農林水産省、都道府県等は、関係者に対し、必要な情報の伝達及び普及・啓発に努める。

#### (2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置

家畜防疫員及び家畜保健衛生所は、家畜の所有者、獣医師等から異常畜を発見した旨の通報があった場合には、次に掲げる対応を行う。また、法第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に家畜防疫員が異常畜を発見した場合であっても、これに準じて措置する。

ア 家畜防疫員は、通報があったときは、当該通報に係る事項をあらかじめ定め

た様式の調書に正確に記録し、緊急的な措置について次に掲げる指導等を行うとともに、家畜の所有者等に対し、現地到着予定時刻を連絡する。

(ア) 異常畜の所有者に対する指導事項

- a 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明すること。
- b 確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。
- c 当該家畜の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- d 応急的な消毒を行うこと（人に対する消毒を含む。）。
- e 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、（イ）のbに従って消毒等を行うこと。
- f 当該家畜の生乳、精液等の生産物及び排せつ物並びに排せつ物を含む敷料等は他の家畜、人及び物と接触することがないように措置すること。

(イ) 異常畜を診断し、又は検索した獣医師に対する指導・依頼事項

- a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、（ア）の事項が遵守されるよう助言し、及び指導すること。
- b 当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車両、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
- c 異常畜が本病でないと判明するまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。なお、本病と判明した場合は、異常畜を診断し、又は検索した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。

(ウ) と畜場において異常畜が発見された場合の措置事項

- a と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。
- b 異常畜の出荷農場を直ちに特定し、（ア）の指導を行うこと。
- c 異常畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内やと畜場に立ち入った者、車両等の適切な防疫措置を行うこと。また、異常畜以外の搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該農場において経過観察等の防疫措置を講じること。

イ 家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から通報があったときは、家畜保健衛生所長に当該通報のあった旨を報告し、アの調書を都道府県畜産主務課にファクシミリ等で送信するとともに、その概要、現地到着予定時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。

ウ 家畜保健衛生所長は、当該通報のあった旨の報告を受けた後直ちに家畜防疫員に必要な用具を携行させ現地に急行させるとともに、当該農場に立ち入る家畜防疫員、家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の間の連絡担当者の設置、

現地周辺の家畜の飼養状況等の関連資料の準備を行う。

エ 家畜防疫員は、現地到着後、車両を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。

オ 家畜防疫員は、一般臨床所見を中心に検査を実施するとともに、疫学的調査も併せて行う。

カ 本病が否定される場合には、家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。

(ア) 現地で行った検査及び調査の結果並びに判断の根拠を家畜保健衛生所の連絡担当者に電話で連絡し、連絡担当者は家畜保健衛生所長に確認の上、都道府県畜産主務課に電話連絡するとともに、あらかじめ定めた様式の調書に速やかに記録し、ファクシミリ等で送信する。

(イ) 都道府県畜産主務課から家畜保健衛生所長を通じて特別の指示があれば、その指示に従う。都道府県畜産主務課は、本病が否定されることを確認した場合には、当該農場等に対する指示を解除する。

キ 本病が否定できない場合には、家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。

(ア) カの(ア)の場合と同様、都道府県畜産主務課に連絡するとともにカの(ア)の様式の調書に速やかに記録し、ファクシミリ等で送付した上で、その後の指示を求める。

(イ) 適切に病性鑑定用材料を採取し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に搬送する。この場合の搬送については、あらかじめ現地に急行する家畜防疫員を定めておく。ただし、本病が継続的に発生する場合において、症状からもその病性が明らかである等の場合においては、材料の採取を不要とすることがある。

(ウ) 材料の採取に当たっては、必要に応じて、都道府県畜産主務課又は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）を通じ、動物衛生研究所に技術的な助言を求め、又は専門家の派遣等を要請する。

(エ) 病性決定までの間、殺処分の場所、焼却又は埋却の別等その後の防疫の段取りを検討する。

(オ) 都道府県畜産主務課の指示があるまで現地を離れない。

(カ) 初発の場合には、現場の所見のみで直ちに本病と決定しない。

### (3) 都道府県畜産主務課の措置

#### ア 異常畜報告時

(2) のイの家畜防疫員からの報告があったときは、患畜等の発生の場合を想定し、次に掲げる準備に着手する。

(ア) 特に次に掲げる場合には、至急、動物衛生課に電話で連絡するとともに、(2) のアの調書をファクシミリ等で送信する。

a 発症家畜が複数である場合

b 発症後数日で群内に広がりがある場合

(イ) 緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、各家畜保健衛生所等における緊急連絡網の整備状況（電話、ファクシミリ、電子メール等）及び防疫用資材

の調達計画を点検する。

イ 本病が否定される場合

(ア) (2) のカの (ア) の連絡があった場合には、否定されると判断する根拠について、十分に質問し、それを確認する（疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する。）。

(イ) 本病が否定されると確信する場合には、家畜防疫員の待機を解除することとするが、アの (ア) により動物衛生課に連絡を行っている場合には、動物衛生課にその旨を電話で連絡するとともに、(2) のカの (ア) の調書をファクシミリ等で送信し、指示を受けた後、家畜防疫員の待機を解除する。

ウ 本病が否定できない場合

(ア) (2) のキの (ア) の連絡があった場合には、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施・準備等について必要な指示を与える。

(イ) 動物衛生課にその旨を電話連絡するとともに、(2) のカの (ア) の調書をファクシミリ等で送信する。必要であれば現地の家畜防疫員から直接異常の状況等について動物衛生課に連絡させることとし、その際はデジタルカメラ等を用いた通信画像も活用する。

エ アの (ア) の a 又は b の場合には、動物衛生課に確認した上で、都道府県内関係市町村及び隣接都道府県の畜産主務課に対しても (2) のカの (ア) の調書により連絡することとし、連絡を受けた都道府県内関係市町村及び隣接都道府県においては、この時点の情報の取扱いには慎重を期する。

オ 周辺市町村の家畜の飼養状況等衛生関連情報の整理を行うとともに、当該農場との関連場所（家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係の出入り等）について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始する。

カ 初発の場合には、(2) のイに基づく現地からの報告のみで直ちに本病と決定しない。

(4) 動物衛生課の措置

ア (3) のアの (ア) 又はウの (イ) により都道府県畜産主務課から報告を受けたときは、直ちに動物衛生研究所に電話で連絡し、(2) のカの (ア) の調書をファクシミリ等で送信するとともに、都道府県畜産主務課に病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施又は準備等の状況を確認し、必要な指示を行う。

イ (3) のアの (ア) の a 又は b の場合には、その旨を動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡し、協力体制の準備を依頼するとともに、係官の派遣を検討し、口蹄疫中央防疫対策本部の設置を準備する。

ウ 動物衛生研究所の行った病性鑑定の成績を直ちに病性鑑定依頼を行った都道府県畜産主務課、動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡する。

(5) 病性の決定

動物衛生課は、現地調査結果、疫学調査結果及び動物衛生研究所の病性鑑定の

成績に基づき、必要に応じて、専門家の意見及び助言を聴いて病性を判断することとし、本病の患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断した場合には、直ちに、その旨都道府県畜産主務課に連絡する。

続発する場合も、原則として同様とするが、本病が発生した都道府県畜産主務課の判断に委ねる場合は、その旨を動物衛生課から当該都道府県畜産主務課に連絡する。

## 2 病性決定時の措置

### (1) 発表

ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式を参考に、動物衛生課と都道府県畜産主務課とで調整する。

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、動物衛生課は地方農政局及び関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は動物衛生課と調整した上で、都道府県警察本部、都道府県食品衛生担当部局等関係機関、都道府県内関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ 発表は、農林水産省と都道府県とがそれぞれ行う。この場合、農林水産省と都道府県とは、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って関係者に周知する。

エ 動物衛生課及び都道府県畜産主務課に広報担当者を置く。

オ 新たな発生、移動の規制等の事実関係は、必要に応じ、その都道府県新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配布するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

### (2) 防疫対策本部の設置

ア 家畜保健衛生所等に口蹄疫現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）、本病の発生都道府県に口蹄疫都道府県防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び農林水産省に口蹄疫中央防疫対策本部（以下「中央対策本部」という。）をそれぞれ設置する。

イ 各対策本部には、緊急用専用電話及び専用ファクシミリを備え付ける。

ウ 各対策本部の設置を公表し、現地対策本部においては、必要に応じ、あらかじめ定めた様式を参考に、本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。関係機関及び関係団体（市町村、農業協同組合、警察署、家畜市場、と畜場、農業共済団体、都道府県獣医師会、開業獣医師、人工授精所、乳業施設、食肉加工場、飼料会社等）には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。

### (3) 家畜防疫員の動員

都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所は、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）、常時その行動や所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、本病が発生した都道府県の

家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、動物衛生課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。

(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣

動物衛生課は、必要に応じ、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所等関係機関の協力を得て防疫の専門家を発生都道府県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、通報及び報告

都道府県は、法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報及び報告を行う。

### 3 発生地における防疫措置

発生地における以下の防疫措置は、原則として家畜又はその死体等の所有者が行うこととなるが、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らが実施できる。

(1) 一般緊急措置

ア 現地の家畜防疫員により措置する場合は、現地対策本部は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、都道府県等の協力方針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

ウ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定頭数（畜種別）、殺処分の方法、死体処理方法、家畜共済及び家畜防疫互助事業への加入の有無、消毒面積等の防疫措置に必要な事項について同本部に確認し、指示を受ける。

エ 畜舎の外部の見やすい場所に発生地の標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか網を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。

オ すべての動物の隔離及びけい留並びに排水口の閉鎖を再確認する。

カ ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家畜の管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

キ からす、ねずみ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。

(2) と殺の指示及び評価

ア 家畜防疫員は、(3)のオの殺処分の対象とされた家畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

イ 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫衣を着用し、ウイルスの拡散防止に細心の注意を払う。

ウ 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員はへい殺畜等手当金交付規程（昭和32年2月1日農林省告示第1-19号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体（ただし、多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的な個体）ごとに写真を撮影しておく。

### (3) 殺処分

ア 殺処分を行う場所は、畜舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも構わないが、公衆的な観点から適当な場所を選定する。

イ 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、家畜の逃亡を防止しなければならない。

ウ 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行うものとする。

エ と殺後、必要に応じ、個々の家畜について、口腔、鼻腔、蹄部等における病変の有無を調べ、記録する。

オ 殺処分の対象家畜は、患畜及び原則として次の（ア）から（ウ）までに該当する疑似患畜とする。

（ア）患畜と同じ農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。

（イ）患畜の飼養管理者が同一に管理している他の農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。

（ウ）その他（ア）及び（イ）に準ずるものとして家畜防疫員が認める偶蹄類の家畜（都道府県畜産主務課と事前に協議する）。

カ 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。

### (4) 死体の処理

ア 法第21条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、原則として、発生地又はその付近において焼却又は埋却を行う。

イ アの用地の確保が困難な場合には、原則として、と殺後、適当な焼却場所若しくは埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬して処理するか、又は十分な処理能力を有する化製場において化製する（ただし、化製の対象は、疑似患畜の死体に限る。）。

ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

（ア）積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

（イ）コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。

（ウ）車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。

（エ）運搬後は、車両及び資材を（6）に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却を行

う。

エ 焼却又は埋却をする場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等に関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 埋却する場合は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第2の基準により行う。

カ 焼却する場合は、規則別表第2の基準により行う。

キ 化製する場合は、運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰める、原料置場と製品置場とを隔てて設置する等により汚染が最小限となるよう留意し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の消毒が終了するまでの間、家畜防疫員が立会いを行う。

#### (5) 消毒等

ア 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第2により行うこととし、本病ウイルスに有効な苛性ソーダ（2%）、苛性カリ（2%）、炭酸ソーダ（4%）、ホルマリン液（10%）、消石灰（有効なpHを確保できること）、蒸気等により行う。

イ 農場の出入口は、1か所のみとし、消毒槽及び噴霧消毒器を備え付ける。

ウ 消毒に取りかかる前に作業員の被服は消毒済みのものと取り替える。

エ 家畜に接し、又は接したおそれのある器具及び衣服を集め、消毒液に浸すか又は煮沸する。

オ 農場全体を十分に消毒する。

カ 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。

キ 農場でのねずみ等野生動物の駆除を実施する。

ク 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイルスに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施（少なくとも1週間間隔で3回以上）する。

#### (6) 汚染物品の処理

汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物を含む敷料等並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあるものとし、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒を行う。

ア 疑似患畜の死体を解体した一部（肉、骨、臓器、皮等）は、焼却又は埋却をする。

イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。

ウ 家畜の排せつ物及び排せつ物を含む敷料等は、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する（発酵消毒）。

エ 飼料、乾草及びわらは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却をする。また、感染源でないこ

とが確実に判断できるものであって、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。

オ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。

カ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、焼却又は埋却をする。

#### (7) 人員の確保

ア 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、関係機関及び関係団体の協力を得て確保する。

イ 防疫措置の遅延によりまん延の拡大が見込まれる場合には、発生都道府県は、動物衛生課の調整の下、他都道府県の家畜防疫員等の派遣要請を行う。

ウ 想定を超える大規模な発生があり、ア及びイによる対応では十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、動物衛生課と協議の上、都道府県知事より自衛隊への派遣要請を行う。

#### (8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。

イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。

ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。

エ 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。

オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。なお、従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家畜の飼養の有無を調べ、偶蹄類の動物を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、直接防疫業務に当たさせないなど慎重を期する。

### 4 接触したおそれのある感受性動物の追跡

#### (1) 追跡調査

ア 1の(2)により家畜防疫員が現地調査を行った結果、本病が否定できない場合には、家畜防疫員は過去21日間の家畜の移動（出入りを含む。）及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、1の(2)のカの(ア)の調書を連絡担当者を通じて都道府県畜産主務課に通報する。

イ 都道府県畜産主務課は、通報のあったすべての情報について、それぞれの所在する場所を管轄する家畜保健衛生所に追跡調査の準備をするよう指示し、発生農場の状況が1の(3)のアの(ア)のa又はbに該当する場合には直ちに、

これ以外の場合には本病と決定された後に、調査を行わせる。調査に当たっての措置については、1の(2)に準ずる。

ウ 都道府県畜産主務課は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等について、関係者の協力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直ちに調査を開始する。

エ 都道府県畜産主務課は、関係場所が他都道府県にわたる場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。当該都道府県畜産主務課は、イと同様に家畜保健衛生所に追跡調査を行わせる。

## (2) 調査に基づく措置

家畜防疫員は、患畜等と接触し、又は接触したおそれのある偶蹄類の家畜について隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜等となるおそれのある家畜に対して防疫措置を行う。

ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺処分し、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

イ 病性決定から過去7日以内に患畜と接触したことが明らかな偶蹄類の家畜は、疑似患畜として殺処分及び焼却又は埋却を行い、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

ウ その他イ以外の家畜にあっては、接触の程度、経過日数その他参考となる事項を基に、動物衛生課と協議し、処置する。

エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについては、臨床症状の観察とともに、接触後14日を経た後に血清学的検査を実施し、感染の有無を判断する。

オ 殺処分及び隔離の場合は、指示書を当該家畜の所有者に交付する。

## 5 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

都道府県は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限を、移動制限区域と搬出制限区域に区分して行うほか、発生地については、法第15条の規定に基づき通行の制限又は遮断を行う。

### (1) 通行の制限又は遮断

#### ア 範囲

発生地及びその周辺に限定する。

#### イ 規制の期間

72時間以内（応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他病原体の拡散防止のための当面の措置が完了するまでの期間とする。）に限定する。

#### ウ 規制の内容

人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・

通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。

#### エ 手続、標示等

通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第3条の規定に基づき行うこととし、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明することにより、関係市町村の協力を得るとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。

### (2) 移動制限区域

#### ア 区域の範囲

- (ア) 原則として、発生地を中心とした半径10km以内の区域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。
- (イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5kmの範囲まで縮小することができる。
- (ウ) 範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

#### イ 制限期間

発生の確認後速やかに規制し、その制限期間は、原則として、最終発生例の殺処分完了後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

#### ウ 制限内容

- (ア) 生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する。
- (イ) 原則として、偶蹄類の家畜に係る次に掲げるものについては、病原体をひろげるおそれのある物品として移動を禁止する。
  - a 発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳（ただし、陰性が確認された近接農場は除く。）。
  - b 使用された家畜管理用具、敷料、飼料、排せつ物等（ただし、敷料及び排せつ物については、家畜防疫員が当該農場の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合は、その移動経過を記録の上、移動制限区域内の処理施設、畑地等へ移動することができる。）。
  - c 家畜の死体（移動制限区域外で死亡したもの及び移動制限区域内で死亡したもののうち、3の（4）のイ及びウに掲げる方法で運搬されるものであって、家畜防疫員が、当該家畜の飼養されていた農場の他の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上移動させることがやむを得ないと認めたものについては、移動制限区域内の処理施設に移動することができる。なお、移動制限区域内で死亡したものを移動する場合には、その移動の経過を記録するものとする）。

- d 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵。
- (ウ) と畜場及び家畜市場は閉鎖する。
- (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。
- (オ) 家畜人工授精は中止する。ただし、家畜の所有者が移動制限区域以外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う場合は、この限りでない。
- (カ) 新たな放牧は中止する。

#### エ 制限の例外

原則として、規制後21日間は、例外を設けないこととするが、21日間経過後、次により例外を設けることができる。

- (ア) 移動制限区域内のと畜場及び家畜市場の再開（発生地から半径5kmの区域を除く。この場合には、家畜市場で取り扱う家畜は、その区域内のと畜場でと殺する目的のもののみとする。）
- (イ) 移動制限区域外からの偶蹄類の家畜の移入
- (ウ) 発生地から半径5kmより外の区域であって、移動制限区域外にある家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う人工授精の再開

#### オ 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。

- (ア) 偶蹄類の家畜の飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒。
- (イ) 生乳輸送時の輸送車の消毒、消毒薬で濡らした布による生乳タンク排気口の被覆、集乳経路の検討（ウイルス拡散の危険の小さい地域から大きい地域）等のウイルス拡散防止措置及び集乳経路の記録。
- (ウ) 飼料輸送時の輸送車の消毒、配送経路の検討、飼料受渡し場所の制限等のウイルス拡散防止措置及び配送経路の記録。
- (エ) 獣医師が偶蹄類の家畜の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、農場入出場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用・使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等のウイルス拡散防止措置及び診療経路の記録。
- (オ) 以上の指導事項を履行するための移動制限区域境界付近及び移動制限区域内における共同車両消毒施設の設置。
- (カ) 生乳の家畜への利用中止。
- (キ) 死亡獣畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒（なお、必要に応じ家畜防疫員が施設に立ち入り、その履行状況を監視することで円滑な生産物の流通を確保する。）。
- (ク) 野生動物と偶蹄類の家畜の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等。

#### カ その他

- (ア) 移動制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知する

とともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

(イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

### (3) 搬出制限区域

#### ア 区域の範囲

(ア) 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径20km以内の地域を定める。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径10～50kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

(イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径10kmの範囲まで縮小することができる。範囲の設定方法は、移動制限区域の場合に準ずる。

#### イ 制限期間

原則として、初発後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

#### ウ 制限及び指導の内容

(ア) 生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域以外への移動を禁止する。

(イ) 生きた偶蹄類の家畜の導入先において14日間以上けい留する（と畜される家畜を除く。）。

(ウ) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止する。

(エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。

(オ) 偶蹄類の家畜飼養の場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行し、及びその実施のための共同車両消毒施設を設置する。

(カ) 生乳の家畜への給与を中止する。

#### エ その他

(ア) 搬出制限区域については、その設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

(イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

## 6 立入検査、血清疫学調査等

関係都道府県は、移動制限区域内及び搬出制限区域内の偶蹄類の家畜の飼養場所、移動制限区域及び搬出制限区域から発生前21日以内に偶蹄類の家畜を導入した場所のほか、必要に応じ動物衛生課が指示した場所について、速やかに立入検査を行い、又は診療獣医師の協力を得て、臨床上の異常の有無の確認、家畜の移動の有無等の疫学的調査を行う。また、動物衛生研究所等の協力の下、必要に応じ動物衛生課が指示する方法により血清疫学調査を実施する。

## 7 ワクチン

都道府県知事は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所、その他必要な場所とし、発生時に必要に応じて発生地域を含む関係都道府県の施設等に移送する。
- (2) 動物衛生課からワクチン接種を行う旨の連絡があった都道府県は、接種地域や接種頭数について、動物衛生課と協議し決定する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき該当都道府県に譲与し、又は貸し付ける。該当都道府県は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証を農林水産大臣に提出する。
- (4) ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施することとし、原則として、接種地域の外側から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。
- (5) ワクチン接種を実施するに当たっては、譲与され、又は貸し付けられたワクチンの用法及び用量に従い、対象家畜の異常の有無及び発生地との関係を確認する。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。
- (6) ワクチン接種を実施した家畜は、規則第13条の規定に基づき標識を付し、と畜場以外への移動を当分の間禁止することとし、その後の発生状況に応じその取扱いを動物衛生課で検討する。
- (7) 都道府県知事は、ワクチン接種後、ワクチンを使用した旨、農林水産省消費・安全局長に報告する。

## 8 感染源及び感染経路の究明

本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、4及び6の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。

農林水産省は、これらの調査の結果に基づく専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。

## 第3 防疫対応の強化

### 1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要となる。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよ

う、隣接都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

## 2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法の開発が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ本病病態解明の研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、世界各国で発生が見られることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

## 3 適切な飼養衛生管理方法の助言等

本病の発生を的確に予防する観点から、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家畜の所有者及びその組織する団体に対し、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守等による、家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導を行うとともに、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発に努める。